



順調に進むテープの再登録作業



昨年9月、ライブラリーセンターがメディアコム四階に引越したのを機に、センターではラックにある素材を系統的に並べ直し、改めて内容の確認と登録を行う作業を続けています。センターにあるENGのニュース素材は、およそ3万8600本と思われますが、最初の登録以来持ち出されたまま返却されていないものや保管場所を間違えて迷子となったテープなどが多数出ています。

この再登録は、それぞれの棚に保管されているテープの位置と箱に記載された内容を1本1本チェックしてリストに書き込むもので、これまでの7ヶ月間にその7割にあたる2万7000本の処理を終えることができました。これは当初予定していた処理時間の2倍近い速さです。

このペースで行けば、今年の秋までに少なくともニュース素材に関しては、どんなものがストックされているのかという事が全てはっきり分かるようになり、制作現場への迅速な対応が可能となります。これが終わると、その次のラックに並ぶ番組素材のテープおよそ4万8000本の処理に掛かり、それと平行して、どれだけあるかはっきりしていない16ミリフィルムの処理を進めていく予定です。このフィルムのデジタル処理に関しては、このままSDサイズで行うか、またHDサイズにするかは未定ですが、処理が始まる前には決めておかなければなりません。

そしてこれらの処理が全て終わるとラジオの音声テープに着手しますが、これは内容が目に見えないだけにかなり難航すると覚悟しています。

隠し撮りの是非について

最高裁の決定は...



著作権の話の途中ですが、先月最高裁で肖像権にかかわる決定がなされたため、今回は肖像権と取材について考えます。

この最高裁決定は、2005年に毎日放送が放送したニュースの中で、記者が取材対象の女性に自分の身分を明かさず、またカメラが回っていることも知らせずにインタビューを撮り、それを放送したとされる事に対して行われました。

判決では、報道が女性は自分の営業する移動式たこ焼き屋台を、喫茶店の店主が違法駐車と警察に通報した事に腹を立て、あそこのコーヒーは薄いまずいなどと嫌がらせを続け、ついにその喫茶店を廃業に追いやたと伝えたとなっています。毎日放送の記者がこの女性に直接会い、実際に悪口を言っている声を隠し撮りして放送したというものでした。

名誉を傷つけられたとして女性が訴え、一審では「報道の重要な部分が真実と異なる」として名誉毀損を認めましたが、二審では「報道の内容に真実性がある。」として名誉毀損は退けたものの、隠し撮りは「みだりに自己の容姿・容態を撮影公表されない自由と、発言を録音・公表されない人格的権益」の侵害にあたる。としました。

最高裁の決定のポイントは、報道の内容は間違っていなかったとしながら、それを報道する方法としての隠し撮りを禁じていることです。ニュース現場で記者が真実を追い求めるため、つい行いがちなこれらの手法は、結果として不法行為となることを肝に命じておかなければなりません。

事務所前にミニシアター



R S Kメディアコムに岡山市の中区役所が正式入居するまであとわずかです。センターでは一般の市民にR S Kの収蔵映像をよりはっきり認識してもらおうと、メディアコムでこれまで使っていた機材を利用して事務所スペース前にミニシアターを作りました。

昭和30年代の映像をはじめ、権利上問題の無いと思われる番組などを常時上映する事にしています。